

第213号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の変更の認可について」に対する附帯決議

本議案は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「病院機構」という。）の第4期中期計画の変更に係る認可について、議会の議決を経ようとするものである。

病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターにおいては、令和5年度の経常損失は約18億円、令和6年度においては約12億円（減損処理を含めた総損失は約31億円）、資金残高についても令和7年10月末時点では約24億円まで減少するなど厳しい財政状況となっており、令和6年度から令和9年度までの第4期中期計画中に行う予定としている診療規模、診療内容、職員数の適正化といった病院機構の構造改革プランを早期に実行していくに当たって第4期中期計画を変更することを認めざるを得ない。

当該センターの安定的な運営のためには、今回の計画変更は避けられないものであることは理解できるものの、病院の経営状況についてはこれまで議会において再三にわたり指摘を行ってきており、このような財政状況に陥ったことは、本中期計画の策定時の見込みが甘く、方針転換の時期を見誤ったものと強く指摘するものである。

市においては、病院機構の設置者である自治体としての責任のもと、本市の地域医療体制の安定的な持続のために当該センターがしっかりと役割を果たしていくよう、以下の点について強く要請する。

- 1 職員数の適正化においては、医業収益を上げるための人事費であることを念頭に、人事費比率の引き下げを目指す中で適正化を図り、市と病院機構が一丸となって持続可能な病院経営に努めること。
- 2 診療内容の適正化においては、長崎県等との協議を行い、当該センターの公的病院としての役割を果たしつつ、診療科の見直しを早期に行うとともに、医療機器や医薬品等の経費節減を図ることで、経営の安定化に努めること。
- 3 本中期計画の残る期間において、上記2点を含め、構造改革プランに基づき新たな収支計画・資金計画を確実に実行し、市においては、執行状況や経営状況の確認を行い、定例会ごとに議会に報告すること。

令和7年12月12日

長崎市議会